



座間市パートナーシップ宣誓制度を開始

概要	10月1日（土）から「座間市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。
内容	<p>同性、異性を問わず、性的少数者や事実婚など、さまざまな事情により婚姻の届け出をしていない、または届け出ができない2人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」などを交付します。</p> <p>法的な効力は生じませんが、宣誓される2人が自分らしく生き生きと生活できるように、思いを尊重し応援するものです。</p> <p>本制度の導入で、当事者が日常生活で感じている生きづらさを軽減するとともに、差別や偏見が解消され多様性を認め合う社会の実現を目指します。</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・民法に規定する成年に達している・双方が市民である。または一方が市民で、他方が3カ月以内に市内に転入予定である・婚姻をしていない・宣誓をする相手以外とのパートナーシップがない・民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）ではない <p>※ただし、パートナーシップにある2人が養子縁組をしている場合は、解消した後には宣誓をすることができます。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書・婚姻していないことを証明する書類・本人確認書類
宣誓手続き	<ol style="list-style-type: none">1. 宣誓日の事前予約 宣誓を希望する日の原則7日前（土曜・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）までに電話で担当に連絡する。2. パートナーシップ宣誓<ul style="list-style-type: none">・必要書類を持参し、予約日時に2人で来庁する・職員の面前で宣誓書などに署名し、必要書類を添えて提出する <p>※プライバシー保護に配慮したスペースを用意します。</p>

	<p>3. 受領証などの交付</p> <p>宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します（原則即日交付）。</p>
問い合わせ先	<p>市民部 広聴人権課 人権・男女共同参画係</p> <p>TEL 046 (252) 8087 FAX 046 (252) 0220</p>

パートナーシップ宣誓書受領証カード

座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

氏 名 _____

生年月日 _____

宣 誓 日 _____

第 号 令和 年 月 日

座間市長 印

パートナーシップ宣誓書受領証カード（イメージ）



パートナーシップ宣誓書

(宛先) 座間市長

私たちは、座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

(宣誓者) ふりがな

氏 名

(通称名の場合、戸籍上の氏名 _____)

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日

住 所

(代筆者)

住 所

氏 名

(宣誓者) ふりがな

氏 名

(通称名の場合、戸籍上の氏名 _____)

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日 _____ 年 月 日

住 所

(代筆者)

住 所

氏 名